

令和元年10月1日から

年齢に応じて、保育所・認定こども園などを利用する
子どもの利用料が**無償化**されます。

1

保育所・認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

- ◆ **3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子ども**の保育料が無償化されます。
※ 3歳児クラス…4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 認定こども園（1号認定）の園児については、入園できる時期に合わせて、満3歳から保育料が無償化されます。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。
※ [第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、保育所等は小学校就学前までの最年長の子どもを第1子、認定こども園等は小学校3年生までの最年長の子どもを第1子とカウントします。
- ◆ **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子ども**については、**住民税非課税世帯**のみ保育料が無償化されます。
- ◆ **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子ども**については、これまでどおり保育料の中に主食・副食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。
- ◆ 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となります。 ※ 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。



串間市では、子育てにかかる経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的に、18歳未満から第1子としてカウントし、第3子以降の子どもの保育料を無料としています。

【対象となる施設・事業】

- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園
- 地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業など）



2

認定こども園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

- ◆ 認定こども園（1号認定）において、預かり保育が無償化の対象となるには、串間市（お住まいの市町村）から**【保育の必要性の認定】を受ける必要があります。**
 - ※ 原則、通われている認定こども園を経由しての申請となります。
 - ※ 【保育の必要性の認定】の要件については、就労等の要件（認可保育所利用と同等）がありますので、お問い合わせください。
- ◆ 利用日数に応じて、**月額上限 11,300円 まで**の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
 - ※ 満3歳から3歳の誕生日を迎え最初の3月31日までの間の子どものうち、住民非課税世帯の子どもが利用する場合、月額上限16,300円までの範囲で無償化されます。

3

認可外保育施設等を利用する子どもたち



【対象者・保育料】

- ◆ 無償化の対象となるには、串間市（お住まいの市町村）から**【保育の必要性の認定】を受ける必要があります。**
 - ※ 保育所、認定こども園などの認可施設を**利用していない方のみ**対象となります。
 - ※ 【保育の必要性の認定】の要件については、就労等の要件（認可保育所利用と同等）がありますので、お問い合わせください。
- ◆ **3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは月額 37,000円 まで、0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額 42,000円 まで**の利用料が無償化されます。
 - ※ 3歳児クラス…4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業（保育所等で実施される一時預かり）
- 病児保育事業

- ※ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設等を指します。
- ※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、市に届出を行い、国が定める基準を遵守し市から確認を受けている施設のみとなります。